

建設工事における最低制限価格の取扱いについて

平成 26 年 12 月 1 日 26 五財第 1252 号
最終改正 令和 5 年 11 月 8 日 5 五財第 1232 号

1. 対象工事

五島市が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、履行確実性評価価格を設定する工事を除く工事に対して、最低制限価格を設けるものとする。

2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工事区分	(現 行)	(改正後)
	最低制限設計価格	最低制限設計価格
土木工事 (鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事、土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事を含む)	設計金額（税抜き）に 90%を乗じて得た金額	設計金額（税抜き）に <u>92%</u> を乗じて得た金額
建築工事 (建築関連の電気設備工事、機械設備工事、搬送設備工事及び解体工事を含む)		
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事		

3. 最低制限価格（税抜き）

上記 2 で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き）とする。

※ランダム化及びランダム係数は変更なし。

4. 数値の取扱い

最低制限価格は、1, 000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 適用時期

改正後の最低制限設計価格は、令和 5 年 1 2 月 1 日以降に入札執行する工事から適用する。

建設工事における予定価格及び最低制限価格の取扱いについて

五島市財政課契約管財班

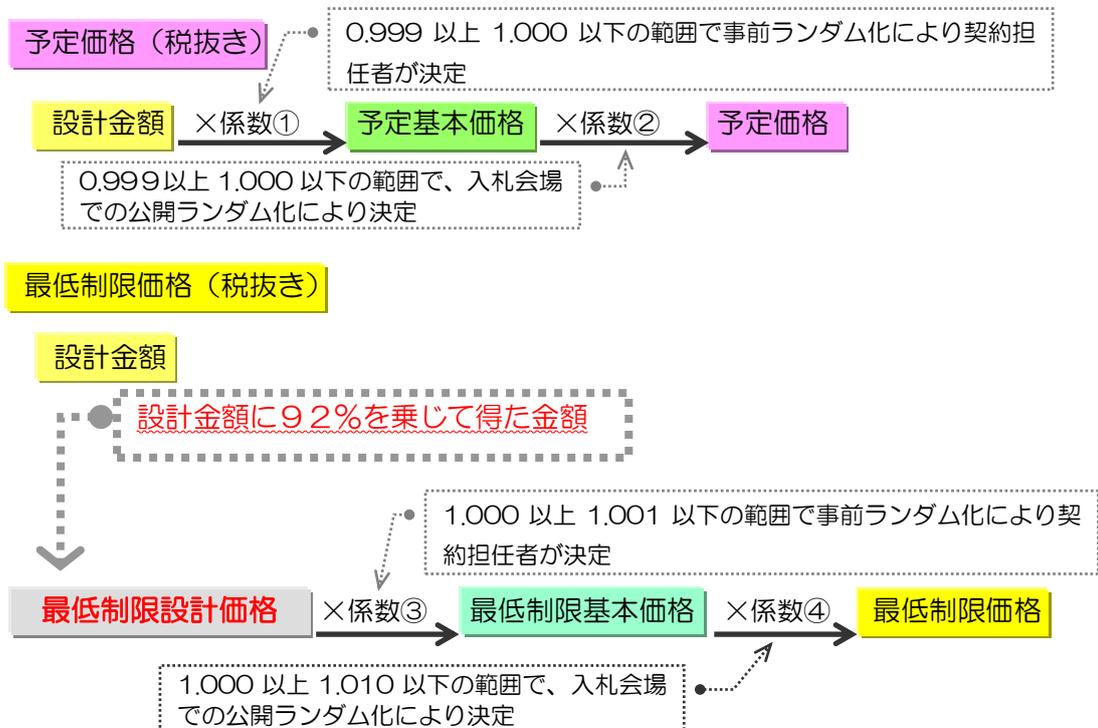
五島市が発注する建設工事の予定価格及び最低制限価格は、令和5年12月1日以降に入札執行する工事から次のとおり取扱います。

1 対象工事

原則として、競争入札に付する建設工事のうち、履行確実性評価価格を設定する工事を除く工事。

2 最低制限価格の算出方法

予定価格及び最低制限価格の決定までの手順は、次のとおりです。



事前ランダム係数（係数①及び係数③）は、小数点以下7位までとし、これに乗じて算定された予定基本価格（税抜き）は千円未満の金額を切り上げ、最低制限基本価格（税抜き）は千円未満の金額を切り捨てるものとします。設計金額（税抜き）に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額を設計金額として取扱うこととします。

公開ランダム係数（係数②及び係数④）は、小数点以下8位までとし、これに乗じて算定された予定価格（税抜き）は千円未満の金額を切り上げ、最低制限価格（税抜き）は千円未満の金額を切り捨てるものとします。

なお、公開ランダム係数（係数②及び係数④）については、落札者又は落札候補者が決定した場合、入札会場において公表するものとしますが、予定基本価格、最低制限基本価格及び事前ランダム係数（係数①及び係数③）については、非公表といたします。

3 適用年月日

令和5年12月1日以降に入札執行する工事から適用する。